

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 18 年 1 月
海事局船員労働環境課

1. 改正の背景

船員法(昭和22年法律第100号)とは、海上労働の特殊性を考慮して、船員の労働保護を図り、かつ、船舶の航海の安全を確保することを目的とした法律であり、同法第111条は、船舶所有者に対し使用船員数等の報告を義務づけ、船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第73条第3項において、報告書の様式(第19号書式)が定められています。

統計法(平成22年法律第18号)に基づく船舶船員統計調査規則(昭和25年運輸省令第13号)のうち、船員調査について、船員法に基づく事業状況報告と重複している項目があるため、報告者の負担軽減及び統計調査の合理化を図る観点から、船員法に基づく報告に統合する方向で検討することとなりました。

2. 改正の概要

- (1) 船舶所有者に係る事項として、加盟船舶所有者団体の名称を報告することを予定しています。
- (2) 雇用船員数と所属船舶の状況について一体の表とし、運航形態(外航船・内航船・漁船・その他の別)、乗組船員数について所属船舶毎に各部(甲板部・機関部等)の乗組船員数及び女子船員数・外国人船員数の内数を報告することを予定しています。
- (3) 予備船員数について、各部毎に女子船員数・外国人船員数の内数を報告することを予定しています。
- (4) 年齢別及び経験年数別船員数並びに海技免状及び小型船舶操縦免許証受有船員数を報告することを予定しています。
- (5) 時間外労働協定の有無及び対象船員数を加えることを予定しています。
- (6) その他所要の改正を行うことを予定しています。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布: 平成18年5月
施 行: 公布日